

資料

洞爺湖町議会令和2年11月会議
議案説明資料

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>

洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3~5 略</p> <p>6 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3~5 略</p> <p>6 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p>

洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3~5 略</p> <p>6 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3~5 略</p> <p>6 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p>